

# 日本司法書士政治連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、日本司法書士政治連盟（略称「日司政連」）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、東京都に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、司法書士制度発展のための政治活動を行い、もって、国民の権利擁護に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）との連携、調整および情報交換
- (2) 司法書士の社会的・経済的地位の向上を図るため、司法書士制度推進議員連盟との連携強化
- (3) 全国の司法書士政治連盟（以下「単位司政連」という。）との連携、調整および情報交換
- (4) 司法書士会員の政治意識の高揚を図るための活動
- (5) 公職選挙法および政治資金規正法に基づく活動
- (6) 前各号のほか前条の目的を達成するための事業

(組 織)

第5条 本連盟は、単位司政連をもって組織する。

(全国会長会およびブロック会)

第6条 本連盟は、その目的を達成するため、活動方針の協議、速やかな実行並びに全国単位司政連の組織基盤強化および連携強化を図るため全国単位司政連会長会（以下「全国会長会」という。）を設ける。

2 全国会長会は会長が招集する。

3 第25条に規定するブロック代表者会議の要請があった場合は、会長は2か月以内に全国会長会を招集しなければならない。

4 単位司政連は、組織基盤の拡充強化および地域における緊密な連携を図るため、日本司法書士会連合会の会則に準拠してブロック会を設ける。

5 本連盟は、ブロック会の設置ならびに運営に必要な助言および助成をすることができる。

## 第2章 役員および執行機関

### (役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 17名以内
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事長代理 1名
- (5) 副幹事長 16名以内
- (6) 監事 若干名

2 各ブロック会会長は副会長とする。

3 副会長5名、幹事長、幹事長代理、副幹事長4名は会長の指名とする。

### (役員の仕事)

第8条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長が指名した副会長がその職務を代理し、会長が欠員のときは次の大会までの期間その職務を行う。

3 幹事長は、会務を執行する。

4 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理し、幹事長が欠員のときは次の大会までの期間その職務を行う。

5 副幹事長は、幹事長、幹事長代理を補佐する。

6 監事は本連盟の資産および会計の状況を監査する。

### (役員を選任)

第9条 役員(第7条第2項の役員を除く。)は、大会において単位司政連会員のうちから選任する。

2 役員を選任は、別に定める日本司法書士政治連盟役員選挙規則による。

3 会長が指名する副会長のうち2名は、大会の承認を得て第11条に規定する幹部会において選任する。

4 任期満了前に退任した役員を補充する場合は、あらかじめ大会の承認を得て前項の幹部会において選任することができる。

### (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、就任後第2回目の定時大会終結のときまでとする。ただし、第7条第2項の役員については、任期中にブロック会会長の任期が終了した場合は、そのときまでとする。役員は、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、他の在任役員の仕事と同一とする。

(幹部会および常任幹部会)

第11条 幹部会は、本連盟の執行機関であり、会長、副会長（ただし第7条2項による副会長を除く）、幹事長、幹事長代理、副幹事長をもって構成する。会長は必要があると認めるときは、監事、名誉会長、相談役および参与の出席を求めることができる。

2 常任幹部会の構成員は前項の役員のうちから会長が指名する。

(幹部会および常任幹部会の招集)

第12条 会長は、必要に応じ幹部会または常任幹部会を招集する。

### 第3章 執行補助機関

(委員会)

第13条 本連盟の事業を遂行するため次の委員会を置く。

- (1) 財務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 司法制度委員会

(委員会の職務)

第14条 前項の各委員会は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 財務委員会は、財務の確立のため、予算および決算に関する事項、資産の管理に関する事項を専掌する。
- (2) 広報委員会は、情報の収集と広報活動を推進する。
- (3) 司法制度委員会は、広く司法制度における司法書士の役割を検討し、司法書士制度推進議員連盟等への提言を行う。

(委員会の組織)

第15条 委員会に委員長1名、副委員長および委員を各若干名置き、委員長は幹部会の承認を経て、副委員長および委員は、常任幹部会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 役員は、会長または委員長の承認を得て委員会に出席することができる。

(委員会の運営)

第16条 委員長は、委員会を招集して議長を務め、委員会の運営にあたる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を行う。

3 委員会の運営に関する必要な事項は会長が別に定める。

(特別委員会)

第17条 会長は、必要に応じ幹部会の承認を経て特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会の組織及び運営は前2条の規定を準用する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は第10条の規定を準用する。

## 第4章 決議機関

### 第1節 大会

#### (大会)

第19条 大会は、本連盟の最高の意思決定機関であり、定時大会および臨時大会とする。

2 定時大会は毎会計年度終了後4か月以内に会長が招集する。

3 会長は、次の大会招集の決議または請求があったとき、または会長が必要と認めるときは、2か月以内の日を会日とする臨時大会を招集しなければならない。

(1) 常任幹部会の招集決議があったとき

(2) 第25条に規定するブロック代表者会議の招集請求があったとき

(3) 単位司政連の2分の1以上の招集請求があったとき

#### (大会の構成員)

第20条 大会は、役員（監事を除く）、単位司政連の会長および毎年1月1日現在における単位司法書士会の会員200名につき1名の代議員をもって構成する。ただし、200名に満たないときは200名として計算する。

2 前項の規定にかかわらず、200名以内の単位司政連は2名の代議員とする。

3 単位司政連の会長は、毎年2月末日までに代議員の氏名を本連盟に報告する。

#### (大会の議決事項)

第21条 次に掲げる事項は、大会の議決を経なければならない。

(1) 運動方針の採択

(2) 予算および決算に関する事項

(3) 規約の改正、規則の制定および改廃に関する事項

(4) 役員（第7条第2項の役員を除く。）の選任および解任に関する事項

(5) 大会が審議することを相当と議決した事項

#### (大会の定足数)

第22条 大会は、構成員の過半数の出席により成立する。

#### (大会の議事)

第23条 大会の議長は、大会において選任し、副議長は、議長が大会に諮り指名することができる。

2 大会の議事は、この規約に別段の定めのある場合のほか出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 大会の議事および運営については、別に定めることができる。

#### (特別決議)

第24条 役員の解任に関する事項の決議は、出席した大会の構成員の3分の2以上の多数で決する。

## 第2節 ブロック代表者会議

(ブロック代表者会議)

第25条 ブロック代表者会議は、ブロック会相互の協議・連携ならびに幹部会役員との協議・連携を図り、もってブロック会ならびに単位司政連の組織強化に資する。

2 ブロック代表者会議は、本連盟の運営および事業活動ならびに定時大会に提出する議案に関する事項を審議する。

3 規程の制定および改廃についてはブロック代表者会議の承認を要する。

(ブロック代表者会議の構成)

第26条 ブロック代表者会議は、ブロック会長および各ブロックより選出されたブロック幹事1名をもって構成する。

2 会長、幹事長、幹事長代理および会長に指名された役員はブロック代表者会議に出席しなければならない。

(議長および副議長)

第27条 ブロック代表者会議は、互選により議長と副議長1名を選任する。

2 議長はブロック代表者会議を招集してその議長となる。ただし、議長および副議長が欠けたときは会長が招集する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

4 議長は、会長の要請があった場合、2ヶ月以内を期日とするブロック代表者会議を招集しなければならない。

5 議長が前項による招集を怠った場合、会長は、幹部会の決定によりブロック代表者会議を招集することができる。

(ブロック代表者会議構成員の任期)

第28条 ブロック代表者会議構成員の任期は、第10条の規定を準用する。

(ブロック代表者会議の議事)

第29条 ブロック代表者会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 事務局

(事務局)

第30条 本連盟に、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置くことができる。

3 事務局の組織および運営に必要な事項は規程で定める。

(事務局職員)

第31条 本連盟は、その事務を処理するため、職員を置くことができる。

2 職員の人事は、会長が決する。

## 第6章 会計および事業年度

(経費)

第32条 本連盟の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもって充てる。

2 単位司政連は、別に定める日本司法書士政治連盟会費納入規則に基づく金額を納入しなければならない。

(予算および決算)

第33条 毎会計年度の予算および決算は、大会の承認を経なければならない。

(会計年度)

第34条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

## 第7章 名誉会長、相談役および参与

(名誉会長、相談役および参与)

第35条 本連盟に名誉会長、相談役および参与を置くことができる。

2 名誉会長、相談役および参与は、ブロック代表者会議の承認を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長、相談役および参与の任期は、委嘱した会長の在任期間と同一とする。ただし、会長が任期の中途において辞任または退任したときは、そのとき退任したものとす。

附 則

この規約は、昭和44年7月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年3月20日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、昭和58年3月26日から施行する。

(従前の総務の任期に関する経過措置)

2 従前より選任された総務の任期については、第14回定期大会の終了のときに満了する。

附 則

この規約は、平成12年1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成14年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成17年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年4月14日から施行する。